

冷凍カツオ窃盗事件を踏まえた再発防止策の取組状況（中間報告）

令和4年4月
焼津漁業協同組合

1 再発防止のためのソフト・ハード両面の環境整備

（1）市場の計量・搬出ルールの改訂 令和3年5月に実施済

事件発覚後、直ちに、常任理事を筆頭に計量ルールの見直しを実施しました。

従前は、搬出するカツオの計量方法がトラックスケールによる計量と小秤による計量の二通りがあり、①荷主やサイズが同じカツオを大量に搬出する場合はトラックスケールで計量し、②少量を搬出する場合や荷主や搬送先が異なるカツオを同時に搬出する場合等には、小秤で計量する方法をとってきました。この方法では、トラックスケールを通過せずにパレットを港外に搬出しようとするトラックが、小秤での計量を終えているものか否かが明らかではなく、このことが、いずれの形式の計量も行っていないパレットが港外に搬出される要因となってしまいました。

このため、港外にパレットを搬出する際には、小秤で計量を行ったもののみを搬出する場合でも、トラックスケールを通過することをルール化しました。これにより、港外に、未計量のパレットが搬出されることを防止しています。この新ルールは、令和3年5月1日に、外港で利用される運送会社4社に周知し、運用を開始しています。

（2）トラック監視体制の構築・警備マニュアルの作成 令和3年5月に実施済

（1）の新ルールを運用するに当たって、外部の警備会社と契約し、監視体制を構築しました。

市場でセリが開始する7時から水揚作業が終了するまで、港内に警備員を配置し、トラックスケールを通過せずに港外にトラックが出て行くことのないよう監視しております。

また、フォークリフトで、売場から直接冷蔵庫に搬入する場合もあることから、パレットが計量済みのものであることを、警備員が監視できるよう、動線を限定するためバリケードを設置しました。（資料1参照）

新屋売場においても、トラックの出入口の箇所を絞り込んだ上で、外部の警備会社の警備員が、トラックスケールの通過又はトラック内のパレットが計量済みであることを、確実に監視できる体制を構築しました。（資料2参照）

(3) 監視カメラの増設 令和3年6月に実施済

市場での不正行為を防止するため、既設の15台の監視カメラに加え、外港出入口に2台の監視カメラを増設しました。

(4) 冷蔵庫事業者及び仲買人への不正取引撲滅のための協力要請

令和4年2月・3月実施済

今般の事件では、計量証明書のない漁獲物が、冷蔵庫事業者の冷蔵庫に持ち込まれていたことを踏まえ、令和4年1月28日付けで静岡県冷蔵倉庫協会に対し、組合長と再発防止委員会委員長の連名で、計量証明書のない漁獲物の保管は行わないことなどを求めました。また、仲買人に対しても組合長と再発防止委員会委員長の連名で、冷凍魚の取り扱いに注意するよう求めました。

(5) 運送事業者・仲買人へのコンプライアンス誓約書等提出要請

令和4年5月に実施予定

今般の事件では、当組合職員と運送事業者・仲買人が未計量の漁獲物を窃盗していたことを踏まえ、運送事業者・仲買人に対しても、コンプライアンス誓約書の提出等を求める文書の発出を予定しています。詳細は現在、再発防止委員会での議論も踏まえ検討を進めています。

2 職員の倫理意識の向上

(1) 誓約書の徴収 令和4年3月に実施済

組織として不正を根絶するため、市場職員を含む全職員116名から、①過去に不正行為を行っていないこと、もしくは不正行為を申告していること。②今後も不正行為を行わず、仮にこれに当たる行為を行った場合には、懲戒解雇とされても異議がないこと、を誓約する誓約書を徴収しました。

(2) 役職員倫理規程の整備 令和4年度中に実施予定

事件の背景に、仲買人・運送業者からの金品の授受があったことを踏まえ、組織の倫理規程の整備を進めています。

(3) 退職金規程の改訂 令和4年3月に実施済

既に退職している者については、退職後に不正が明らかになった場合には、従前の当組合の退職金規程では、労働法規上、退職金の返還を求めることができませんでした。

今後一切の不正を許さないことを徹底するため、退職金規程について、退職後に懲戒相当事由があったことが判明した場合に、退職金の返還を求めることができる旨の規程を設ける改訂を実施しました。

(4) コンプライアンス研修の実施 令和4年度中に実施

コンプライアンス研修会は、当組合が平成12年に制定した「コンプライ

「コンプライアンス・マニュアル」に基づいて毎期設定する「コンプライアンス・プログラム」の実施計画として新入職員をはじめ全職員を対象に年数回行っているものです。

これまでの研修会では、業務の性格上、主に業務時間内外における事故防止に焦点を絞った内容が中心でありましたが、令和4年度のコンプライアンス研修会については、職員の倫理意識の向上を目的とする内容に特化し、計3回（4月、6月、9月）計画をしています。

3 風通しの良い組織風土の醸成

(1) 内部通報窓口の設置 令和4年3月に実施済

過去に、市場での不正行為について噂話などで職員の耳に入ることはあっても、それが組織上層部まで伝わらなかったことや、具体的な対応がとられなかったことを踏まえ、「内部通報に関する規程」を整備し、職員や市場関係者からの情報提供を受け付ける内部通報窓口を設置しました。

通報に対して、真摯に確実に対応できる体制となるよう、厳格に運用するとともに、不断の見直しを行ってまいります。

(2) ガバナンス体制の強化のための役員体制の見直し 令和4年3月に実施済

従前の執行役員体制においては、市場部担当役員が副組合長・常任理事の2名体制となっており、また、組織の一部門である冷蔵部門を直接組合長が担当することとなっていました。

部門毎の責任者を明確化するため、各部門一役員制となるよう役員を配置し、組合長は全役員を統括する立場としました。

また、特に今回の事件が起きた市場部についてのけん制を図るため、市場部担当理事は外部から招へいしました。

(3) 市場業務の透明化 実施中

市場部内の課長による市場課長会議を、市場部担当理事出席の下、毎日開催し、職員間での意見交換の機会の充実を図りました。

また、水揚げが行われる際には、幹部職員が巡回し、職員の配置などに目を配ることとします。

4 水揚げルールの見直し等、公正で透明な市場運営のあり方

(1) 苦情相談窓口の設置 令和4年度中に実施

従前の取引の中で、購買後の魚に、品質不良のものがあったことが判明した場合に、仲買人から直接、市場のセリ担当職員に苦情が入ることがあり、このことが、セリ担当職員にとって、大きな負担となるとともに、不正取引の原因となっている一面がありました。

このため、公正・公平な取引を徹底するため、市場で取り扱われた商品に関する苦情を申し立てる、専用の窓口を設置します。窓口の設置に当たって

は、透明性を確保するため、市場部以外の部署が関与する仕組みを検討します。

(2) 不良品取引の際の手続きのルール化 **令和4年度中に実施予定**

従前の取引の中で、購買後の魚に、品質不良のものがあったことが判明した場合に、船主の皆様にお知らせすることなく、セリ担当職員と仲買人の間でのみ損失補填に係るやりとりが行われることがありました。

このため、品質不良に関する苦情を、(1)の窓口で一元的に受け付けるとともに、損失の処理について、船主・仲買人・焼津漁協の3者による協議の在り方を検討します。